

資料編目次

世界人権宣言（全文）	35
人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）	39
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	41
児童の権利に関する条約（抄）	44
高齢社会対策基本法（抄）	47
障害者基本法（抄）	49
「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」（意見具申） 地域改善対策協議会総括部会報告書（平成8年3月28日）（抜粋）	51
同和問題の解決に向けて（基本方針）（抜粋）	53
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及 及び啓発に関する法律（抄）	56

ここに掲載した資料は、主として本文中に登場する人権にかかわる条約・法律・計画・報告書等の全文もしくは一部を抜粋したものです。

なお、法務省からの委託を受け、平成15年（2003年）3月に（財）人権教育啓発推進センターが発行した「人権教育・啓発に関する基本計画関連資料集」（法務省の許可を受け、徳島県も自治体名を入れて別途複製済み）には全編が収められていますので参照してください。

世界人権宣言(全文)

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日

第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて、人はいかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべてのは、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

平成 14 年（2002 年）3 月閣議決定

第 1 章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号、同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもしがち過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

—— 中 略 ——

第 2 章 人権教育・啓発の現状

—— 中 略 ——

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第 2 条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第 3 条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

—— 中 略 ——

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について正しい認識をもつとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようになることが人権啓発の目的である。

——中略——

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

——以下略——

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

昭和 54 年(1979 年)12 月 18 日第 34 回国際連合総会採択

昭和 60 年(1985 年)7 月 25 日日本発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

—— 中 略 ——

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

—— 中 略 ——

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根柢となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享樂し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等生若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

——中略——

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

——以下略——

児童の権利に関する条約（抄）

平成 1 年（1989 年）11 月 20 日第 44 回国際連合総会採択

平成 6 年（1994 年）4 月 22 日日本締結

平成 6 年（1994 年）5 月 22 日日本発効

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

—— 中 略 ——

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣言したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

—— 中 略 ——

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

—— 中 略 ——

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

—— 中 略 ——

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責

- 任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便宜を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

——中略——

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
- (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
- (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
- (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

——以下略——

高齢社会対策基本法（抄）

平成 7 年（1995 年）11 月 15 日法律第 129 号

平成 7 年（1995 年）12 月 16 日施行

最終改正：平成 11 年（1999 年）7 月 16 日法律第 102 号

平成 13 年（2001 年）1 月 6 日施行

前文

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人団構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不斷に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(法政上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

—— 中 略 ——

第2章 基本的施策

—— 中 略 ——

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

—— 以下 略 ——

障害者基本法(抄)

昭和45年(1970年)5月21日法律第84号

昭和45年(1970年)5月21日施行

最終改正:平成14年(2002年)5月29日法律第50号

平成14年(2002年)10月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(国民の責務)

第5条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(自立への努力)

第6条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

(障害者の日)

第6条の2 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

2 障害者の日は、12月9日とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携

の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(障害者基本計画等)

第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

—— 中 略 ——

第2章 障害者の福祉に関する基本的施策

—— 中 略 ——

(重度障害者の保護等)

第11条 国及び地方公共団体は、重度の障害があり、自立することの著しく困難な障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない。

(教 育)

第12条 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査研究及び環境の整備を促進しなければならない。

(職業指導等)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようするため、その障害の種別、程度等に配慮した職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

—— 中 略 ——

(国民の理解)

第26条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

—— 以下 略 ——

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(意見具申) 地域改善対策協議会総括部会報告書（抜粋）

平成8年（1996年）5月17日

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まつてからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していくなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

——中略——

3 同和問題解決への展望

——中略——

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけてねばり強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していくなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その上で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が國の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

—— 以下 略 ——

同和問題の解決に向けて（基本方針）〈抜粋〉

平成 14 年（2002 年）3 月策定

県においては、「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和問題の解決を県政の重点施策と位置づけ、各分野において積極的に施策を推進してきた。

実態調査の結果等をみると、これまでの取組により、住宅や道路、下水排水路等生活環境の整備については大きく改善してきたものの、大学等への進学率をはじめとする教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題など格差がなお存在しているとともに、差別意識についても結婚に対する意識や近年における差別落書きの増加にみられるように依然として根深いものがあり、残念ながら同和問題が解決したという状況には至っていない。

一方、国においては、平成 13 年度末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」が期限を迎えるこれまで実施されてきた特別対策は終了する。

このような状況を踏まえ、広く県民の意見を聴きながら、「地対財特法」失効後の同和問題の早期解決を図るための取組について検討するため、平成 12 年 1 月に徳島県同和問題懇話会が設置され、平成 13 年 12 月に「徳島県における今後の同和行政のあり方について」答申（以下「懇話会答申」という。）が提出された。

この懇話会答申では、「同和問題解決のための施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、同和地区内外の住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないコミュニティの形成を図ることであり、そのためには、①同和関係者に対する差別意識や偏見を解消するための諸条件、②同和関係者の自立と自己実現を支援するための諸条件、③地区施設を中心として地区内外の住民の交流を促進する諸条件の整備を図ることが必要である。」と指摘している。

この懇話会答申を踏まえ、同和問題を早期に解決し、人権が尊重された社会を実現するため、次の方針に基づき来年度以降の同和問題解決に向けての施策を計画的に推進する。

なお、具体的事業の推進にあたっては、今後の社会経済情勢の変化や政策評価等を踏まえ、見直しを図るなど柔軟に対応する。

1 特別措置としての同和対策事業の終了

特別対策は事業の緊要性等に応じて講じられてきたものであり、できる限り早期に一般施策へ移行することがその趣旨であるため、基本的に平成 13 年度末をもって終了し、残された課題の解決に向けては、それぞれの課題に応じて必要な施策を講じるという視点から、一般施策を工夫して有効に活用してその解決を図るものとする。ただし、終了にあたっては、必要に応じて期間を限定した経過措置を講ずる。また、特別対策から一般施策への移行が円滑にできるよう、各種施策の周知に努める。

県としては、これまでの成果を損なうなどの支障を生じないよう留意しながら、基本的人権の尊重という目標をしっかりとみすえて、同和問題の早期解決を目指し、積極的に施策を推進する。

（1）物的事業

特別対策としては終了することとし、今後は一般施策に工夫を加えるなどの手法により対応する。

（2）個人給付的事業

特別対策である個人給付的事業については、一般施策が充実し、また、同和関係者の生活状況が向上してきたことに伴い、事業の必要性、有効性が低下してきたとの懇話会答申の指摘を踏まえ、基本的に廃止する。

ニーズの少ない事業については本年度で廃止し、その他の事業については生活条件の急激な変化に配慮する

とともに、周知期間の必要性や事業内容等を勘案し経過措置を講じる。

(3) 同和問題啓発・同和教育

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果や国の方針性等を踏まえ、より効果的に展開するため、「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画や現在、国において策定中である「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育・啓発に関する基本計画等との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進する。

(4) その他の県単独事業等

その他の県単獨特別対策についても原則として終了し、課題については一般施策を活用して対応する。なお、終了にあたっては、必要に応じて終期を設定した経過措置を講じる。

2 今後の推進方向

(1) 差別意識の解消・人権意識の高揚

これまでの同和問題啓発・同和教育の成果・手法を活かしながら、「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画を踏まえ、また、国の人権教育・啓発に関する計画や取組についても十分留意しつつ、有効な施策を推進する。

ア 一人ひとりの人権が尊重される社会は、県民一人ひとりの努力によって築き上げられていくものである。

こうしたことから、県民の人権意識の向上を目指した取組への支援に関しては国庫補助事業である人権教育促進事業について、引き続き積極的な活用を図るとともに、人権意識の向上を目指した県民の自主的な企画による取組を支援する手法について検討する。

県民が気軽に利用して学習・相談などができる人権教育啓発推進拠点については、「人権教育啓発推進拠点検討委員会」の提言を踏まえて早急な整備を図る。

なお、社会同和教育指導研修推進事業の中の識字学級交流推進事業については、国の人権教育推進市町村事業を活用して識字学級を開設する市町村を対象に補助事業として実施する。

イ 身近な人権問題に気づくことができるような教材の開発や体験参加型学習など効果的な手法を積極的に導入するとともに、同和問題の解決について正しい理解と協力を求める研修・学習内容の創造や資料作成を行い、あらゆる場においてその活用を図る。こうした取組を通じて「えせ同和行為」や「ねたみ意識」の解消に努める。

ウ 県民に対する教育については、社会同和教育指導員委嘱事業や同和教育青少年リーダー育成事業について、手法や内容等に工夫を加えながら、人権教育についての指導者の育成として再構成し、充実する。

エ 人権教育・啓発の推進に必要な情報や機会を効果的に提供するため、マスメディアやインターネットの積極的な活用に努める。

オ 「地域行政担当者研修」等については、より幅広い人権啓発の事業があることから、それと整理・統合して効果的に推進する。

カ 「同和教育基本方針」等については、懇話会答申や國の人権教育・啓発に関する計画等を踏まえ、そのあり方等を検討する。

(2) 同和関係者の自立と自己実現を支援するための取組

教育、就労や社会福祉などさまざまな分野における取組により、同和関係者の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努める。

① 教育

教育面では、小学校低学年から中学校までのすべての学年・教科において学力格差が見られることから、基本的生活習慣を確立し、自学自習の習得をして、学力の向上等を図るとともに、積極的に差別に立ち向かう力と自らの進路を切り開いていく力を養うための取組を行う。

そのために、児童生徒の状況を十分把握し、一人ひとりの希望や適性に応じた進路指導の充実、保護者等への学習機会の提供、学校や地域における教育環境の充実や諸活動の活性化を図る。また、就学前教育関係者、学校教育関係者、行政、家庭、地域が一体となって、学習支援や子育てに関する系統性のある取組の促進に努める。

なお、特に次の事業については、経過措置を含め、体系的な整理とあわせた必要な工夫を加えて、適切に対応する。

ア 奨学金制度に関しては、国の地域改善対策奨学金制度が終了するため、日本育英会をはじめとする既存資金の活用とともに、経済的理由により修学が困難な者に対する国的新たな補助制度を活用した奨学制度の創設や、県育英奨学金制度の拡充を行う。

イ 同和対象地区学習会補助事業については、経過措置を講じて終了する。なお、学力の向上等については、基礎・基本の定着に向けて取り組むとともに、子どもたちの人権意識の高揚や地域における連携のあり方について研究し、子どもの学びを支援する学校・家庭・地域が連携した方策の確立に努める。

ウ 学校教育における同和問題解決への取組に関しては、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえた人権教育を推進する中で取り組む。学校同和教育指導研修事業については、学校教育の全領域において取り組んできたこれまでの同和教育の成果を踏まえ、さらに入権教育への広がりの観点から、発達段階に応じ、手法や内容等に工夫を加えながら再構成し、推進する。

また、同和教育主事・主任については終了し、新たに人権教育を推進するための人権教育主事を設置し、指導者としての資質及び指導力の向上等に取り組む。

エ 同和教育関係団体については、これまでの成果を踏まえ、発展的に人権教育に再構築する観点から連携に努める。

—— 以下 略 ——

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

平成9年（1997年）5月14日法律第52号

平成9年（1997年）7月1日施行

最終改正：平成11年（1999年）12月22日法律第160号

平成13年（2001年）1月6日施行

（目的）

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るために施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施に努めなければならない。

（施策における配慮）

第4条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るために施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

（基本方針）

第5条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るために施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るために施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るために施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第1項に規定する関係都道府県の意見を聽かなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表

するとともに、次条第1項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第6条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
 - 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
 - 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 4 國土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

—— 中 略 ——

(業 務)

第8条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

—— 以下 略 ——

「徳島県人権教育推進方針」策定の経過

1 「徳島県人権教育推進方針」策定委員会における検討等

◇平成 14 年度

8月 6 日 第 1 回策定委員会

- ◎策定の趣旨、計画についての承認
- ◎方針の骨子の検討

11月 1 日 第 2 回策定委員会

- ◎方針の骨子の検討・決定
- ◎「人権教育推進方針概要案」の検討

2月 28 日 第 3 回策定委員会

- ◎「1 策定の趣旨」の概要の検討
- ◎「2 人権教育の基本的な方向」の概要の検討
- ◎「3 普遍的な視点からの取り組み」の概要の検討

◇平成 15 年度

5月 23 日 第 4 回策定委員会

- ◎「4 個別の人権課題に対する取り組み」の概要の検討
- ◎「1 策定の趣旨」の検討
- ◎「2 人権教育の基本的な方向」の検討

7月 25 日 第 5 回策定委員会

- ◎「4 個別の人権課題に対する取り組み」の概要の検討
- ◎「1 策定の趣旨」の検討
- ◎「2 人権教育の基本的な方向」の検討

9月 26 日 第 6 回策定委員会

- ◎「3 普遍的な視点からの取り組み」の検討
- ◎「4 個別の人権課題に対する取り組み」の検討

10月 20 日 第 7 回策定委員会

- ◎「徳島県人権教育を推進するための方針（仮称）」の検討

11月 5 日 第 8 回策定委員会

- ◎「徳島県人権教育を推進するための方針（仮称）」の検討
- ◎方針の正式名称の決定
- ◎「徳島県人権教育推進方針」の中間取りまとめ

1月 28 日 第 9 回策定委員会

- ◎パブリックコメントを踏まえた最終文案検討
- ◎「徳島県人権教育推進方針」の最終取りまとめ

2月 12 日 徳島県教育委員会 2月定例会

「徳島県人権教育推進方針」の決定

2 県民からの意見募集

平成 15 年 11 月 26 日～12 月 25 日

「中間まとめ」に対するパブリックコメントの募集

「徳島県人権教育推進方針」策定委員会委員名簿

委員長	松村 通治	徳島県教育委員会教育長
副委員長	阿部 賴孝	徳島文理大学短期大学部長・教授
副委員長	國見 武男	徳島県教育委員会教育次長
委員	伊勢 悅子	徳島県民生児童委員協議会会長
	磧田 正江	徳島県女性協議会会长
	磧部 久子	四国大学名誉教授
	乾 純一	徳島県人権擁護委員連合会会长
	薄墨百合子	国際交流懇話会 HIROBA 代表
	岡田 廣士	徳島県手をつなぐ育成会副理事長
	小野由美子	鳴門教育大学学校教育学部助教授
	柏木 雅雄	徳島県市町村教育長会会长
	加納 正則	徳島県障害児教育諸校長代表
	寒川伊佐男	徳島県少子化対応県民会議会長
	喜馬甚五郎	徳島県老人クラブ連合会副会長
	楠本 博行	徳島県保健福祉部人権課課長
	桑原 幸子	徳島県国公立幼稚園長会会长
	桑原 恵	徳島大学総合科学部教授
	近藤 利樹	全国自由同和会徳島県連合会事務局長
	櫻木 一男	徳島県中学校人権教育研究会会长
	歯衆山加代	部落解放同盟徳島県連合会副執行委員長
	十川 勝幸	日本赤十字社徳島県支部事務局長
	谷口 芳宏	徳島県高等学校人権教育研究会会长
	中内 正臣	徳島県精神障害者家族会連合会会长
	橋本 雅公	徳島県小学校人権教育研究会会长
	服部 徹龍	徳島県 P T A 連合会会长
	原 宗一	徳島県身体障害者連合会会长
	藤野井親仁	徳島県同和対策推進会理事長
	森口 博行	徳島県人権教育研究協議会会长
	安田 孝子	男女共同参画プラザ「はばたき」所長
	山尾 壽一	徳島県教育委員会人権教育課課長
前委員	一森茂登子	徳島県障害児教育諸校長代表
	井上 肇	徳島県中学校人権教育研究会会长
	江濱 邦子	徳島県国公立幼稚園長会会长
	岡久 富夫	徳島県 P T A 連合会会长
	尾形 昭二	徳島県手をつなぐ育成会副理事長
	兼竹 安秀	全国自由同和会徳島県連合会会长
	桑村 忠史	徳島県教育委員会人権教育課課長
	高井 房子	徳島県老人クラブ連合会副会長
	竹岡 忠	徳島県保健福祉部参事人権課長事務取扱
	谷本マツエ	徳島県女性協議会会长
	豊崎 博司	徳島県高等学校人権教育研究会会长
	前川 一路	徳島県小学校人権教育研究会会长